第十条の表第三条第五項第四号二及び第六項の項中「第三条第五項第四号二」を「第三条第五項第六号二」に改め、同表第三条第五項第五号の項中「第三条第五項第五号」を「第三条第五項第七号」に改め、同表第五条第一項第一号の項中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は」を削り、「同法第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）」に改め、「個人番号又は」を削り、同表第六条第一項第一号及び第二項第一号の項中「個人番号又は」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3　改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「中西部太平洋条約海域」の下に「（公海を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

告　示

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第八項の規定に基づき、同項の指定表示を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月二十二日

消防庁長官　青木　信之

一　日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｌ四四〇四に適合する織りじゅうたんであって防炎対象物品の材料に使用されるものに付される同法第十九条第一項の表示（日本工業規格Ｌ四四〇四の難燃性の表示がされたものに限る。）

二　日本工業規格Ｌ四四〇五に適合するタフテッドカーペットであって防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格Ｌ四四〇五の難燃性の表示がされたものに限る。）

三　日本工業規格Ｌ四四〇六に適合するタイルカーペットであって防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示（日本工業規格Ｌ四四〇六の難燃性の表示がされたものに限る。）

四　日本工業規格Ａ五七〇五に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄形置敷きビニル床タイルに限る。）であって防炎対象物品の材料に使用されるものに付される工業標準化法第十九条第一項の表示

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

（平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成十年消防庁告示第四号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）

二　平成十三年消防庁告示第三号（消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定）

（平成十年消防庁告示第四号及び平成十三年消防庁告示第三号の廃止に伴う経過措置）

3　工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の工業標準化法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定により指定された品目の鉱工業品（以下「旧指定商品」という。）について同項の認定を受けていた製造業者（改正法の施行後に改正法附則第九条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた製造業者を含む。）及び改正法の施行の際現に旧指定商品について旧法第二十五条の二第一項の認定を受けていた製造業者（改正法の施行後に改正法附則第九条第二項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）の表示については、前項第一号の規定による廃止前の平成十年消防庁告示第四号（以下「旧第四号告示」という。）及び同項第二号の規定による廃止前の平成十三年消防庁告示第三号（以下「旧第三号告示」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧第四号告示及び旧第三号告示中「昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」とあるのは、「平成十七年経済産業省告示第百六十号による廃止前の昭和三十六年通商産業省告示第六十一号」とする。

○法務省告示第六百五十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年十二月二十二日

法務大臣　金田　勝年

住所　大阪市北区浮田１丁目４番15号
朴裕文　昭和46年11月２日生

住所　大阪府寝屋川市出雲町６番８号
韓希瀅　昭和55年12月７日生

金将伸　平成17年９月18日生

金将隆　平成19年６月29日生

住所　大阪府茨木市白川３丁目１番８―603号
金泰子　昭和43年12月５日生

住所　大阪府守口市大日町１丁目３番38―604号
金一恵　昭和42年８月２日生

住所　大阪市北区中津１丁目６番29―1004号
呉則彦　昭和32年４月25日生

住所　大阪府高槻市八丁畷町６番２号
李和美　昭和40年５月12日生

金学　平成４年11月20日生

住所　大阪府豊中市岡町北２丁目４番16号
金貞姫　昭和27年４月１日生

金斗栄　昭和30年４月７日生

金貞恵　昭和32年６月23日生

住所　大阪府八尾市北木の本２丁目43番地６
李悳史　昭和60年12月13日生

住所　大阪市港区弁天１丁目３番13―3903号
朴光治　昭和27年12月25日生

徐順任　昭和28年１月18日生

朴豊里　昭和52年４月３日生

住所　大阪市生野区林寺２丁目１番22号
権純子　昭和56年３月11日生

住所　大阪市住吉区東粉浜３丁目25番６―503号
金秀則　昭和62年６月16日生

住所　大阪市生野区桃谷３丁目18番７号
金泰孝　昭和59年５月２日生

金竜徳　昭和63年４月20日生

住所　大阪市東淀川区小松４丁目３番６号
姜恵美　昭和48年３月29日生

住所　大阪市住吉区住吉１丁目４番31号
朴元寛　昭和46年11月17日生

金美奈子　昭和54年７月13日生

朴俊介　平成16年11月９日生

朴唯衣　平成19年７月25日生